

生産情報公表豚肉の生産行程についての検査方法

1 適用範囲

この検査方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第2項及び第30条第2項の規定による認証を受けた生産行程管理者及び外国生産行程管理者（以下“認証生産行程管理者等”という。）が行う生産情報公表豚肉の生産行程についての検査方法を規定する。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この検査方法に引用されることによって、その一部又は全部がこの検査方法の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。

JAS 1219 生産情報公表豚肉

3 用語及び定義

この検査方法で用いる主な用語及び定義は、**JAS 1219** による。

4 生産行程についての検査

生産情報公表豚肉の生産行程についての検査は、当該認証生産行程管理者等が豚の個体識別番号等（個体識別番号又は豚群識別番号をいう。以下同じ。）ごとに、次によって行わなければならない。

- a) 当該豚の個体識別番号等ごとの生産行程の管理記録（“出生の年月日”，“管理者の氏名又は名称，住所及び連絡先並びにその管理の開始の年月日”，“豚の飼養のための施設の所在地及び当該飼養施設における飼養の開始の年月日”，“とさつの年月日”，“と畜者の氏名又は名称及び連絡先並びに当該豚がとさつされたと畜場の名称及び所在地”，“管理者が給餌した飼料の名称”，並びに“管理者が使用した動物用医薬品の薬効別分類及び名称”についての記録をいう。以下同じ。）の作成及び保存が適正であることの確認
- b) 当該生産行程の管理記録が当該豚の個体識別番号等に係るものであることの確認
- c) 当該豚の個体識別番号等に係る生産の方法が **JAS 1219** の**箇条 5** に規定する生産の方法についての基準に適合するか否かについての当該生産行程の管理記録の調査による確認
- d) 当該生産行程の管理記録が認証生産行程管理者等に正確に伝達されていることの確認

制定等の履歴

制	定	平成16年 6 月25日農林水産省告示第1223号
改	正	平成18年 2 月28日農林水産省告示第 210号
改	正	平成20年11月11日農林水産省告示第1615号
改	正	平成27年 3 月27日農林水産省告示第 714号
改	正	平成30年 3 月29日農林水産省告示第 689号
最終改正		令和 7 年 3 月10日農林水産省告示第 370号

制定文、改正文、附則等（抄）

- 令和 7 年 3 月10日農林水産省告示第 370号
令和 7 年 4 月 9 日から施行する。